

島根大学学術情報リポジトリ運用要項

(平成30年5月17日附属図書館長決裁)

(目的)

第1条 この要項は、島根大学（以下「本学」という。）における学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用に関し、必要な事項を定め、もって本学において創出される教育研究活動の成果（以下「研究成果等」という。）を広く公開することにより社会に対する貢献を果たすとともに、本学研究成果等の可視性を向上させ、併せて当該研究成果等を恒久的に保存・継承し、教育研究の発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において、「リポジトリ」とは、研究成果等を収集し、電子的手段により蓄積・保存して、インターネットを介して学内外に公開するためのシステムをいう。

(管理・運用)

第3条 リポジトリの管理及び運用は島根大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）において行うものとする。

(登録者)

第4条 リポジトリに研究成果等を登録できる者（以下「登録者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 本学に在籍し、又は在籍したことのある役員及び職員
- 二 本学大学院研究科に在籍し、又は在籍したことのある大学院生及び研究生
- 三 その他、附属図書館長が適当と認めた者

(登録対象)

第5条 リポジトリに登録する研究成果等は、第1条の目的及び次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 学術的価値を有するものであり、別表に掲げる区分のいずれかに属するものであること。
- 二 登録者が作成に関与した研究成果物であること
- 三 法令、学内規則、社会通念上又は情報セキュリティ上の問題が生じないものであること。
- 四 電子的フォーマットで作成され、インターネットを介して配信可能であること。

(登録の代行)

第6条 登録者は、リポジトリへの登録の代行を附属図書館に依頼することができるものとする。

(公開条件の付与)

第7条 登録者は、リポジトリへの登録にあたって、「学外公開／学内公開／非公開」の条件を付することができる。登録者は、前条により代行登録を依頼する場合において、学内公開及び非公開を選択するときは、理由を付して附属図書館に申請するものとする。

2 附属図書館は、前項の規定に関わらず、当該研究成果等に関するメタデータ（目録情報）及びリンク情報についてリポジトリに登録できるものとする。

(研究成果等の著作権)

第8条 リポジトリ登録後も、当該研究成果等の著作権は著作権者に留保される。

(研究成果等の利用)

第9条 本学は、リポジトリに登録しようとする研究成果等を以下のとおり利用する。

- 一 当該研究成果等をサーバに電子的に複製し、登録する。

- 二 ネットワークを通じて、登録した研究成果等を第7条の条件で公開（送信）する。
- 三 保存及び利用可能性維持のために複製及び媒体変換を行い、バックアップファイルを作成する。

（共著者等からの許諾）

第10条 研究成果等について共著者がいる場合は、登録者は予め前条の各号について共著者から許諾を得るものとする。

（登録された研究成果等の削除）

第11条 リポジトリに登録された研究成果等が次の各号のいずれかに該当する場合、附属図書館は登録された研究成果等の一部又は全部を削除することができる。

- 一 登録者が附属図書館に理由を付して内容の削除の申し出を行い、附属図書館長が認めた場合
- 二 他者に帰属する著作権や所有権等を侵害する場合、公序良俗に反する場合、盗用・剽窃等の研究活動における不正行為があった場合、又は社会的に著しく不適切な内容を含む場合等の理由により、附属図書館長が削除を決定した場合

（登録された研究成果等の改版の登録）

第12条 登録者は、既に登録された研究成果等を新しい版に改訂して登録することができる。旧版は、登録者と附属図書館が協議のうえ扱いを決めることができる。

（登録者の責任）

第13条 登録された研究成果等の内容に関する責任は、登録者が負うものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成30年5月17日から実施する。

（別表）

学術雑誌論文	全国的・広域的な団体の学会誌，研究会誌等に掲載された論文
学位論文	学位取得のために作成された博士論文，修士論文
紀要論文	本学の部局又は部門等が発行主体となる紀要に掲載された論文。
会議発表論文	会議録，予稿集等に掲載された論文（会議にはシンポジウム，ワークショップを含む）。
会議発表用資料	会議の発表時に使用したポスター，プレゼンテーション資料等の発表資料（会議にはシンポジウム，ワークショップを含む）。
図書	学術的な内容の単行図書。図書全体，図書に掲載された論文，図書の章など。
テクニカル・レポート（技術報告）	テクニカルレポート，ディスカッションペーパー，ワーキングペーパー等。
研究報告書	科研費等の研究助成金による研究成果としての報告書。研究活動報告書の類も含む。
一般雑誌記事	広報誌や一般向けの雑誌，新聞等に掲載された学術的な記事。
その他	上記以外のもので，第1条の目的を満たすもの